

【提案項目】

マイナンバー（社会保障・税番号）について、制度の円滑な運営を図り、実務に携わる地方自治体の負担を軽減するため、次の措置を講じること。

1 制度内容、効果の周知等

マイナンバーは国民の生活に直結するものであり、制度の内容や効果について十分な周知を図ること。また個人情報の漏洩、不正利用などの危険性について十分な検証を重ね、マイナンバーに対する懸念を払拭するために適切な取組を行うこと。

2 地方側との十分な協議と必要な財源措置

(1) 政省令により番号の利用範囲や手続方法などの事務内容を具体化する際には、立案段階から実務を担当する地方と協議し、その意見を反映させること。また制度導入に伴う条例改正等、地方側で対応が必要となる作業について、速やかな情報提供を行うこと。

(2) 新たな情報システムの構築及び運用の具体化についても地方と協議し、地方自治体が運営するシステムへの影響を考慮すること。また地方自治体で必要となるシステム改修経費については、地方に新たな負担を生じないよう適切な財源措置を講じること。

3 地方公共団体情報システム機構の運営費用に対する適切な財源措置

地方公共団体情報システム機構の運営費用は地方自治体が負担することとされているが、マイナンバーは国家の社会基盤であることから、地方に財政負担が生じないように、適切な財源措置を講じること。

【提案理由等】

1 平成28年1月からマイナンバーの導入が予定されているが、国民の間にはいまだに制度の内容や効果について理解が深まっておらず、個人情報の漏洩などが懸念されており、こうした懸念を払拭する取組が必要である。

2 マイナンバーの事務手続き等については、今後、政省令により示されるが、地方自治体では対応のために膨大な準備作業を要することから、地方との十分な協議及び意見の反映が必要である。また、地方自治体で運営する既存の情報システムについても、マイナンバー情報を取り扱うこととなる業務ではシステム改修が必要になるため、地方に新たな負担が生じないように適切な財源措置を講じることが必要である。

3 マイナンバーの導入に伴い設立される地方公共団体情報システム機構について、初期経費は国費対応とされているが、運営に要する費用は地方自治体の負担とされており、新たな制度における収支見通しについて未だ示されていない。同機構で定める手数料収入の状況によっては、地方に多大な負担が生じるおそれがあることから、適切な財源措置を講じることが必要である。